

議事日程第4号

平成29年3月6日(月)

第1 議案上程(議案第1号から第33号まで及び第35号)

質疑、常任委員会付託

第2 予算特別委員会付託

第3 議員辞職の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(20人)

1番 佐藤 巳次郎	2番 三浦 一郎	3番 米谷 勝
4番 木元 利明	5番 佐藤 誠	6番 古仲 清尚
7番 笹川 圭光	8番 安田 健次郎	9番 進藤 優子
10番 吉田 清孝	11番 船木 金光	12番 船橋 金弘
13番 畠山 富勝	14番 船木 正博	15番 中田 謙三
16番 小松 穂積	17番 土井 文彦	18番 三浦 桂寿
19番 高野 寛志	20番 三浦 利通	

欠席議員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局長	加藤 秋男
副事務局長	畠山 隆之
局長補佐	湊 智志
局長補佐	杉本 一也

地方自治法第121条による出席者

市長 渡部 幸男

副市長 杉本 俊比古

教 育 長 鈴 木 雅 彦
 総務企画部長 船 木 道 晴
 産業建設部長 佐々木 一 生
 企 業 局 長 佐 藤 盛 己
 総 務 課 長 目 黒 雪 子
 税 務 課 長 田 口 好 信
 健康子育て課長 福 田 ひとみ
 福祉事務所長 伊 藤 文 興
 観光商工課長 伊 藤 徹
 病院事務局長 柏 崎 潤 一
 学校教育課長 吉 田 雅 美
 監査事務局長 三 浦 秋 広
 選管事務局長 (総務課長併任)

監 査 委 員 湊 忠 雄
 市民福祉部長 原 田 良 作
 教 育 次 長 木 元 義 博
 企画政策課長 藤 原 誠
 財 政 課 長 八 端 隆 公
 生活環境課長 山 田 政 信
 介護サービス課長 佐 藤 庄 二
 農林水産課長 武 田 誠
 建 設 課 長 佐 藤 透
 会 計 管 理 者 菅 原 信 一
 生涯学習課長 鎌 田 栄
 企業局管理課長 菅 原 長
 農委事務局長 (農林水産課長併任)

午前10時01分 開 議

○議長（三浦利通君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

○議長（三浦利通君） 本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

日程第1 議案第1号から第33号まで及び第35号を一括上程

○議長（三浦利通君） 日程第1、議案第1号から第33号まで及び第35号を一括して議題といたします。

これより議案の説明を求めます。

はじめに、船木総務企画部長の説明を求めます。船木総務企画部長

【総務企画部長 船木道晴君 登壇】

○総務企画部長（船木道晴君） おはようございます。

それでは、私から議案第8号から第11号までについて、ご説明を申し上げます。

議案書の9ページの方をお願いしたいと思います。

まず、議案第8号男鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、本市の地域おこし協力隊を特別職の非常勤職員として位置づけ、隊員の兼業を可能とすることにより、任期満了後の定住を促進するため、本条例の一部を改正するものであります。

条文にあります第2条第2項の改正規定は、隊員の旅行の際の費用弁償について、市の旅費条例に定める、いわゆる主幹以下の職にある者と同額にするものであります。

別表の改正規定は、地域おこし協力隊の報酬月額について規定するもので、報酬に係る国の特別交付税措置の上限が年額250万円であることから、月額20万8千300円以内とするものであります。

施行期日は、平成29年4月1日であります。

11ページをお願いいたします。

次に、議案第9号男鹿市野石地区農村集落多目的共同利用施設条例を廃止する条例

についてであります。

本議案は、野石町内会が指定管理をしている野石地区農村集落多目的共同利用施設の同町内会への無償譲渡に向け、同施設を廃止するため、本条例を廃止するものであります。

施行期日は、平成29年4月1日であります。

次に、13ページをお願いいたします。

次に、議案第10号男鹿市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に準じて、個人情報の定義を明確化するため、本条例の一部を改正するものであります。

条文の第2条第2号の改正規定は、個人情報の定義について、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの、または個人識別符号が含まれるもののいずれかに該当するものに改めるものであります。

同条第3号の規定は、個人識別符号の定義について規定するもので、個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号、または個人に提供される役務の利用や商品の購入に関し発行されるカード等に記載される符号等で、規則で定めるものとするもので、具体的には指紋や顔認識データ、旅券番号等が該当になります。

次のページをお願いいたします。

第4号の規定は、要配慮個人情報の定義について規定するもので、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実等が含まれる個人情報とするものであります。

施行期日は、平成29年5月30日であります。

16ページをお願いいたします。

次に、議案第11号男鹿市市税条例等の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、消費税率の引き上げを平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期する社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の施行などに伴

い、平成28年3月に改正しました男鹿市市税条例等の一部を改正する条例において、平成29年4月1日から施行するとした改正を延期するなど、所要の規定を整備するため関係条例を改正するものであります。

条文の第1条は、男鹿市市税条例の一部改正であります。

第36条の2第1項ただし書きの改正規定は、特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、「仮認定特定非営利活動法人」の名称を、「特例認定特定非営利活動法人」に改めるものであります。

附則第7条の3の2第1項の改正規定は、個人市民税のいわゆる住宅ローン減税の拡充措置について、適用期限を平成31年から平成33年まで延長するものであります。

第2条は、男鹿市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正であります。

これは平成28年3月31日に専決処分をしました男鹿市市税条例等の一部を改正する条例について改正するもので、改正文につきましては、16ページから24ページまでになりますが、消費税率の引き上げが平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期されたことに伴い、法人市民税の税率変更並びに自動車取得税の廃止に伴う軽自動車税環境性能割の創設及び軽自動車税の種別割への変更に係る改正規定の施行期日を平成31年10月1日に改めるとともに、軽自動車税のグリーン化特例を平成29年度まで延長するため、所要の規定の整備を行うものであります。

25ページをお願いいたします。

条例の施行期日は公布の日であります。仮認定特定非営利活動法人の名称変更に係る改正規定は、平成29年4月1日とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、ご可決賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（三浦利通君） 次に、佐々木産業建設部長の説明を求めます。佐々木産業建設部長

【産業建設部長 佐々木一生君 登壇】

○産業建設部長（佐々木一生君） 私からは、議案第14号から議案第17号までを説明いたします。

恐れ入りますが、議案書の61ページをお願いいたします。

はじめに、議案第14号男鹿市温浴ランドおが条例等の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、温浴ランドおが、夕陽温泉WAO及びなまはげ館における営利を目的とした物販等に対する利用料金を定めるもので、施行期日は公布の日であります。

改正の内容であります。それぞれの施設において、その他の利用料金の上限として、営利を目的に行う物品の販売またはサービスの提供について、売上金額に100分の30を乗じて得た額とするものであります。

これらの施設につきましては、これまで営利目的の利用料金を徴収する規定がなかったことから、敷地内における物販等を許可してこなかったものであります。指定管理者の収益向上を図る観点から条例を改正するものであります。

64ページをお願いします。

議案第15号男鹿市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例についてであります。

勤労青少年ホームは、建設後44年が経過して老朽化が進んでおり、今後、修繕料の発生が予想されること並びに利用者については、近隣の類似施設を利用できる状況にあることから廃止するものであります。

施行期日は、平成29年4月1日であります。

66ページをお願いします。

議案第16号男鹿市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、姫ヶ沢泉台団地に建設中の公営住宅2戸2棟について、設置及び駐車場使用料を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

施行期日は、平成29年4月1日であります。

68ページをお願いします。

次に、議案第17号男鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、道路法施行令の一部改正に伴い、電柱等の道路占用料を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

施行期日は、平成29年4月1日であります。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

す。

○議長（三浦利通君） 次に、原田市民福祉部長の説明を求めます。

【市民福祉部長 原田良作君 登壇】

○市民福祉部長（原田良作君） おはようございます。

市民福祉部長の原田でございます。私からは、議案第12号、議案第13号及び議案第22号について、補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の26ページをお願いいたします。

まず、議案第12号男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の条例改正は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、介護認定審査会の委員の任期を3年に改めるとともに、低所得者に対する保険料軽減措置を平成29年度も引き続き実施するため、本条例の一部を改正するものでございます。

次のページをお願いいたします。

改正条例の本文でございます。

まず、第2条の次に、新たに第2条の2を加える改正規定につきましては、介護保険法施行令の一部改正に伴い、本市介護認定審査会の委員の任期を3年とする条文を加えるものでございます。

次に、第3条第1項第1号の改正規定は、介護保険法施行令の読みかえ規定が新たに追加された第2条の2の条文上にあることから、第3条第1項第1号の条文整理を行うほか、平成27年度及び平成28年度において最も所得の低い第1段階の保険料を、本来の金額である基準額の50パーセントをさらに引き下げまして基準額の45パーセントとしておりますが、この軽減制度を平成29年度も継続するものでございます。

条例の施行期日は、平成29年4月1日からとするものでございます。

議案第12号につきましては、以上でございます。

議案書の28ページをお願いいたします。

次に、議案第13号男鹿市指定地域密着型サービス事業に関する条例及び男鹿市指定地域密着型介護予防サービス事業に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の条例改正は、介護保険法等の一部改正に伴い、指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業に関する人員、設備及び運営等に関する基準を定めるため、各条例の一部を改正するものでございます。

次のページをお願いいたします。

29ページは改正条文の本文でございます。

今回の改正においては、2本の条例を改正するものでございます。

まず、条文の第1条でございますが、男鹿市指定地域密着型サービス事業に関する条例の一部改正でございます。

本条例の一部改正につきましては、第1点として、地域密着型通所介護及び療養通所介護の設置基準を新たに条例に加えること、第2点として、認知症対応型通所介護について、運営推進会議の設置など地域連携に関する規定を加えること、第3点として、記録の保存年限を2年から5年に延長すること、以上の3点につきまして改正を行うものでございます。

まず、29ページ、目次の改正規定につきましては、本条例の目次に新たに第3章の2として、地域密着型通所介護及び指定療養通所介護の基準について加えるものでございます。

次のページをお願いいたします。

次のページですが、第14条、第16条、第17条、第30条第2項、第42条第2項の改正規定は、定期巡回、随時対応型訪問介護看護について、文書の保存年限を2年から5年に改めるほか、今回の条例改正に伴い、条文の整理を行うものでございます。

次の第54条第2項及び第58条第2項の規定は、夜間対応型訪問介護について、同じく文書の保存年限を2年から5年に改めるほか、今回の条例改正に伴い、条文の整理を行うものでございます。

中段以降の第3章の次に新たな1章を加える改正規定につきましては、既存の第3章の次に、議案第30ページから51ページまでの37条を第3章の2として新たに条文を加えるものでございます。これは国が定めた指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準に準じまして、地域密着型通所介護に係る基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準を、さらに指定療養通所介

護事業について同様の基準を新たに加えるものでございます。

まず、このページの第59条の2は、地域密着型通所介護につきまして、第1節基本方針として、生活機能の維持、または向上のほか、利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減等を定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

59条の3から議案第33ページの第59条の4までにつきましては、第2節人員に関する基準としまして、生活指導員、看護師、または准看護師、介護職員、機能訓練指導員、管理者などの配置を定めるものでございます。

議案第33ページをお願いいたします。

33ページ下段にございます第59条の5につきましては、第3節設備に関する基準といたしまして、食堂及び機能訓練室、相談室などの設備に関する基準を定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

34ページ、最下段にございますが、59条の6から42ページの第59条の20までにつきましては、第4節運営に関する基準といたしまして、心身の状況の把握、利用料等の受領、通所介護計画の作成、運営規定、地域との連携、記録の整備、これらの基準を新たに定めるものでございます。

議案の42ページをお願いいたします。

42ページ、中段以降の59条の21から議案第51ページにあります59条の38までにつきましては、第5節として指定療養通所介護について前条までの地域密着型通所介護同様、基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準、これらを新たに加えるものでございます。

51ページをお願いいたします。

最下段でございますが、第60条、次の第65条第1項から次のページお願いいたします。

第67条、第68条、第69条、第72条、第73条第4号から第80条までの改正規定につきましては、認知症対応型通所介護につきまして、文書の保存年限を2年から5年に改めるほか、今回の条例改正に伴い、条文の整理を行うものでございます。

52 ページ、下から2行目の82条第6項の表から次のページ、53ページの第87条、第105条、第107条第2項、第108条までの改正規定につきましては、小規模多機能型居宅介護について、文書の保存年限を2年から5年に改めるほか、今回の条例改正に伴い、条文の整理を行うものでございます。

次に、109条、第127条第2項、第128条の改正規定につきましては、認知症対応型共同生活介護につきまして、同じく文書の保存年限を2年から5年に改めるほか、今回の条例改正に伴い、条文の整理を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

このページに規定いたします129条、第148条第2項、第149条、これらの改正規定につきましては、地域密着型特定施設入居者生活介護について、文書の保存年限を2年から5年に改めるほか、今回の条例改正に伴い、条文の整理を行うものでございます。

第150条、第151条第3項、第176条第2項、第177条、これらの改正につきましては、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について、同様に保存年限を2年から5年に改めるほか、今回の条例改正に伴い、条文の整理を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

55 ページですが、中段の第189条の改正規定につきましては、ユニット型地域密着型介護老人福祉施設につきまして、今回の条例改正に伴い条文の整理を行うものでございます。

次に第201条第2項、第202条の改正規定は、看護小規模多機能型居宅介護につきまして、同じく文書の保存年限を2年から5年に改めるものほか、今回の条例改正に伴い、条文の整理を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

中段以降でございますが、2本目の条例であります男鹿市指定地域密着型介護予防サービス事業に関する条例の一部改正でございます。

第2条であります。本条例の一部改正につきましては、第1点としまして、介護予防認知症対応型通所介護について、運営推進会議の設置など地域連携に関する規定を加えること。2点目としまして、記録の保存年限を2年から5年に延長すること。以

上の2点について改正を行うものでございます。

まず、第9条の改正規定は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、条文の整理を行うものでございます。

次に、第39条の改正規定は、介護予防認知症対応型通所介護事業において、地域連携のための運営推進会議の設置、記録の作成公表、当該建物に居住する利用者以外へのサービスの提供などを定めた条文を加えるものでございます。

次のページをお願いいたします。

中段にございます第40条第2項の改正規定は、介護予防認知症対応型通所介護事業につきまして、文書の保存年限を2年から5年に改めるほか、整備すべき記録の中に運営推進会議に関する報告、評価等を加えるものでございます。

次の第44条第6項の表から第65条の改正規定までにつきましては、介護予防小規模多機能型居宅介護事業について、文書の保存年限を2年から5年に改めるほか、今回の条例改正に伴い、条文の整理を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

第86条の改正規定は、介護予防認知症対応型共同生活介護事業につきまして、文書の保存年限を2年から5年に改めるほか、今回の条例改正に伴い、条文の整理を行うものでございます。

なお、附則につきましては、本条例の施行期日の交付の日からとするほか、サテライト型の小規模多機能型居宅介護事業が宿泊室を設置する場合の経過措置を定めたものでございます。

議案第13号に関しては以上でございます。

議案書の163ページをお願いいたします。

次に、議案第22号男鹿市若美老人福祉センターの指定管理者の指定についてでございます。

本議案は、男鹿市若美老人福祉センターの指定管理者を社会福祉法人男鹿市社会福祉協議会とし、指定期間を平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間とするものでございます。

以上で補足説明を終わりますが、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（三浦利通君） 次に、佐藤企業局長の説明を求めます。

【企業局長 佐藤盛己君 登壇】

○企業局長（佐藤盛己君） おはようございます。

それでは、私から、議案第18号から議案第21号までについて、ご説明いたします。

本議案4件につきましては、国が推進する電力、ガス、熱供給に関するエネルギー分野の一体改革として、平成27年6月、「電気事業法等の一部を改正する等の法律」が成立し、ガスの小売事業の全面自由化など、ガス事業法の一部が改正されたことに伴い、本市の関係条例の一部の改正及び制定をするものであります。

恐れ入りますが、議案書の75ページをお願いいたします。

議案第18号男鹿市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案の第1条では、事業区分の見直しにより、「ガス事業」を「ガス小売事業」と「一般ガス導管事業」の規制体系に改めるほか、簡易ガス事業制度が廃止されたことにより、「ガス小売事業」とするものであります。

第2条では、事業区分の見直しにより、「男鹿市一般ガス供給条例」を「男鹿市ガス供給条例」に、「男鹿市簡易ガス供給条例」を「男鹿市加茂地区ガス供給条例」に、それぞれ改めるものであります。

本条例の施行期日は、平成29年4月1日であります。

次に、議案書の77ページをお願いいたします。

議案第19号男鹿市一般ガス供給条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案では、ガス事業法の一部が改正されたことに伴い、事業区分の見直しにより、本条例の題名を「男鹿市ガス供給条例」に改めるものであります。

第1条では、条文中のガス事業法で規定する「一般ガス事業」の事業区分を、「ガス小売事業のガス小売供給、一般導管事業」に改めるものであります。

第2条では、「ガスの供給区域」に事業区分を加え、「ガス小売事業及び一般ガス導管事業のガス供給区域」に改めるものであります。

第4条では、78ページをお願いします。上段7行目で、第10号を同条第11号とし、「ガス栓までのもの」を、「ガス栓までの導管及び附属施設」に改め、新たに

第12号から第14号において附属施設について定めるものであります。

以下、章名、条文中の見出し及び条文中の「供給」を「小売供給」に改めるほか、条文の整理を行うものであります。

本条例の施行期日は、平成29年4月1日であります。

次に、85ページをお願いいたします。

議案第20号男鹿市簡易ガス供給条例の一部を改正する条例についてであります。本議案は、簡易ガス事業制度が廃止され、ガス小売事業となることから、条例の題名を「男鹿市加茂地区ガス供給条例」に改めるものであります。

第1条では、条文中の「簡易ガス事業のガスの供給」を「簡易なガス発生装置（特定ガス発生設備）においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給」に改めるものであります。

第4条では、86ページをお願いします。第10号を加え、ガス栓の定義を定めるほか、第1号において使用者の定義について定めるものであります。

以下、章名、条文の見出し、条文中の「供給」を「小売供給」に改めるほか、条文の整理を行うものであります。

本条例の施行期日は、平成29年4月1日であります。

次に、92ページをお願いいたします。

議案第21号男鹿市託送供給条例についてであります。

まず、託送供給制度についてであります。託送供給とは、ガス導管を所有するガス事業者が他のガス事業者のガスを受け入れ、そのガス事業者のガスを使用する者に対し、受け入れした同量のガスを引き渡すことを言うものであります。

これまで大口需要家を対象にしまして一部自由化されておりましたが、ガス事業法の改正によりまして全面自由化となるものであります。

今回のガス事業法の改正では、ガスの小売が全面自由化となったことによりまして、新規のガス小売事業者が参入しやすい環境を整え、競争によるガスの使用者へのサービス向上とガス料金の低廉化を図ることを目的としたものであります。

本条例では、本市において新たにガス小売事業を行う場合には、本市が維持するガス導管を使用し、新規ガス小売事業者が契約した使用者へ供給することとなるため、本市導管を使用する場合の供給の条件を規定するものであります。

第1章は、総則であります。

第1条から第3条までは、趣旨及び本条例の認可及び変更、用語の定義について定めたものであります。

97ページをお願いいたします。

第4条から第7条では、本市が託送供給として引き受けする「ガスの受け入れ、及び払い出し」の条件を定めたものであります。

100ページをお願いいたします。

第2章は、託送供給契約の申し込みについてであります。

第8条から第13条までは、託送供給契約を申し込むに当たって、本市と新規参入者となる託送供給依頼者との間で検討する事項及び契約の手続などを定めたものであります。

106ページをお願いいたします。

第3章は、料金等の算定についてであります。

第14条から第21条までは、受け入れ、そして払い出しをするガスの検針、ガス量の計量及び算定方法のほか、託送料金の算定について定めるものであります。

続きまして、118ページをお願いいたします。

第4章は、託送供給についてであります。

第22条から第28条までは、託送供給依頼者が託送供給を実施するに当たっての手続、託送供給の実施に当たってガスの過不足が生じた場合の精算方法などを定めたものであります。

128ページをお願いいたします。

第5章は、託送供給契約の継続、変更及び終了等についてであります。

第29条から第32条までは、託送供給契約の基本計画満了時における継続、変更及び終了の手続及び契約消滅後の取り扱いを定めたものであります。

133ページをお願いいたします。

第6章は、ガス工事についてであります。

第33条から第38条までは、ガスを新たに使用する、またはガスの使用状況を変更するためのガス工事が必要となった場合のガス工事の手続及び工事に係る費用負担を定めたものであります。

143ページをお願いいたします。

第7章は、保安等であります。

第39条から第45条は、供給施設である内管及びガス栓の費用負担及び保安責任、供給施設等の検査について定めたものであります。

本条例の施行期日は、平成29年4月1日であります。

以上で、企業局に係ります議案4件の説明を終わらせていただきますが、ご可決賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（三浦利通君） これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので順次発言を許します。

3番米谷勝君の発言を許します。3番米谷勝君

○3番（米谷勝君） 私から、議案第8号男鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、1点だけお伺いしたいと思います。

この条例、先ほど説明がありましたが、中身の概要について聞いてみますと、地域おこし協力隊を特別職の非常勤職員として位置づけて、隊員の兼業を可能とすることにより、任期終了後の定住を促進するためということになっていて、今回、月額20万8千300円以内というものを加えたものであります。この兼業を可能にするということは、地域おこし協力隊の活動の中でなのか、それとも外での兼業を認めるのか、そこら辺について考えていることについてお伺いしたいと思います。

○議長（三浦利通君） 船木総務企画部長

【総務企画部長 船木道晴君 登壇】

○総務企画部長（船木道晴君） お答えいたします。

この地域おこし協力隊につきまして、今般、非常勤の特別職としますのは、先ほども申し上げましたように、いわゆる兼業を可能とするという狙いがあります。これにつきましては、一般職の非常勤職員であります。営利事業に従事する場合に、許可制でございますけれども、非常勤とすることによって、この地域おこし協力隊、大体3年、特別交付税措置がございますが、3年経過後に、みずから独立して起業して定住していくという大きな狙いがございます。そういう観点から、3年間の間に何らかの職業に就ければ、当然定住に結びついていくわけでございますので、そのために

は、やはり任期中の中で職業を見つけていただくのが一番早いわけございまして、そういう意味で兼業を可能とすることによりまして、隊員がこの3年間で何らかの職業に就きながら地域おこし協力隊の活動もしながらですね定住に結びついていくという考え方から、今般、条例の改正をお願いしているものであります。

○議長（三浦利通君） 再質疑、米谷勝君。

○3番（米谷勝君） 3年間の中で職業に就くためにとか、活動しながらという、よくこう私わからないんだけど、活動の報酬として月額20万8千300円以内とかと、お金をもらって活動方針が示されるんですけども、その中でそうすれば、兼業というのは、その中でどういうのを指して言われるんですか。兼業する人もちょっとわからないと思うんですけども、活動と兼業の区別って、そうすればどうなりますか。そこら辺についてお伺いいたします。

○議長（三浦利通君） 船木総務企画部長

【総務企画部長 船木道晴君 登壇】

○総務企画部長（船木道晴君） お答えいたします。

まず、先ほど申し上げましたが、地域おこし協力隊につきましては、いわゆる都市から過疎地域の方へ生活の拠点を移していただくというものであります。これについては、一定期間、これがおおむね1年以上3年以下、そういう意味で3年間ということ先ほど申し上げましたが、地域に居住して、例えば地域ブランドや地場製品の開発、販売、PR等の地域おこしの支援、あるいは農林水産業への従事、住民の生活支援など、いわゆる地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図るというものであります。この中で今回の改正によりまして、営利従事が、兼業が可能になるということは、例えばこの農林水産業への従事であれば、そういう農業を行っている法人等へ就職した場合、それについても、この特別交付税の対象になります。民間へ企業、今言いました例えば農林水産業とか、あるいは観光関係とか商工観光とか、それらについて本人がそちらに就職、例えば職として就いているときに市が地域おこし協力隊として委嘱をするといったことが想定はされます。ただ今般、私どもが予定してございますのは、具体的に何に従事するかというのは、まだこれからのことございまして、いわゆる一口で言えば、会社等に就職しながら地域おこし協力隊としての要件に当てはまる活動をしていけば、これは兼業が認められるというものであ

ります。

○議長（三浦利通君） さらに、米谷勝君。

○3番（米谷勝君） そうすれば、地域おこし協力隊として活動しながら、ほかの会社にも就職した場合に兼業を認めるという理解の仕方でもよろしいんですか。そうすると、地域おこし協力隊の目的があるでしょう。それをやりながらほかの会社に就職して、できるもんですかね。地域おこし協力隊の活動。兼業って、もっと違う意味じゃないですかね。この兼業というのはあれじゃないですか、3年間、期間終わってから、さらに定住していただくために何とかなるような形のものを認めるものが兼業じゃないですかね。活動のほかにとりいう形になるんじゃないですか。活動の時間とか、そういうのを決められた中で、やはりある程度収入がなければいけないので、それらについて兼業を認めると、そういうことじゃないですかね。まず第一に活動じゃないですか、地域おこし協力隊の。今、部長のおっしゃっているのは、地域おこし協力隊の活動をしながらほかの会社において、会社から給料をもらって、それもまた認めるということですか。そうすれば、地域おこし協力隊が朝からと言いますか普通の勤務時間内で就業して、ほかの会社に行ってまた就業することができるんですか。報酬を得ることができるものですか。そこら辺についてもう一度お聞きします。

○議長（三浦利通君） 船木総務企画部長

【総務企画部長 船木道晴君 登壇】

○総務企画部長（船木道晴君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、地域おこし協力隊として男鹿市の方に例えば赴任すると。それが例えば農林水産業関係の法人等に就職した場合、これにつきましては、地域おこし協力隊として、この制度上、対象になりますので、その方を地域おこし協力隊員として委嘱して、先ほど申し上げました最大で年間250万円の報酬部分と活動費、総額では上限が400万円になりますが、これを支給することができます。例えばその方がその会社の方で給料をさらにそれに上乗せしていただくということは、これは制度上、問題がございませんので、民間の会社に就職をして、その方を地域おこし協力隊として委嘱をすれば、この制度の対象になるということでもあります。

非常勤の特別職でございますから、我々一般職の職員とは違いまして、勤務時間等もございませんので、そういう意味では、ある意味自由に活動ができる部分があると

いうことであります。

○議長（三浦利通君） 3番米谷勝君の質疑を終結いたします。

次に、1番佐藤巳次郎君の発言を許します。1番佐藤巳次郎君

○1番（佐藤巳次郎君） それでは私からは、先ほど提案の補足説明がありましたガスシステムの改革にかかわる一連の条例改正にかかわることについてお伺いしたいと思います。

この条例は、国の方で平成27年6月に電気事業法等の一部改正によって今回の市の条例改正ということだろうと思います。今回の改正による都市ガスの購入先を自由に選択できるということだと思いますが、実際、この条例、この4月1日から施行されることによって企業局の小売のほかに小売事業者が出てくる可能性というものがあるのかどうか。そしてまた、そういう市の企業局の方で小売事業者に売る料金というのはどうなっていくのか、市のガス料金と他の小売事業者の料金が、どういうふうになっていく可能性があるのか、そのあたりをひとつお聞かせ願いたいなと思います。

それから、今回3月、この議会にこの条例案の一部改正が出されておりますが、国の法律は27年にできていて、この4月から改正という中で、男鹿市の条例改正が、この3月に提案して、すぐ4月1日施行ということで、果たして十分市民に周知できるのかという問題があります。きょねんの8月の9月議会に提案する議案の説明会の際に出された企業局の資料によれば、ガスシステム改革に伴う供給条例の改正、託送供給条例、もしくは規定の整備、また、ガスの導管事業と小売事業の分離による会計システム変更に伴う補正予算を12月議会に上程の予定であると。この12月議会に上程しなければいけないものを、今回条例改正を出している。これはどういうことなのかと思いますので、お答え願いたいと。

それと、企業局では、市内の全家庭だと思っておりますが、こういうガス契約中のお客様へということでチラシを出しております。これは2月に出しておりますけれども、この内容で非常に私がいまいちわからない点があります。これを見ますと、ほかの方々、この文持っていないのでちょっとわかりづらいと思いますが、この中にこういう文章があります。本市は、各種条例、規定を変更することがあります。お客様は、変更後の各種条例、規定に異議がある場合、解約することができますということで、条例、規定を変更することがありますと書いていますけれども、これは変更しなければいけない、必

ず変更しなければいけない事柄でありながら変更することがあるということは、これ正しい書き方なのかどうかお聞かせ願いたいと。

そして、次には、各種条例、規定の変更の際は、その変更内容や新たな契約期間をお客様にお知らせいたします。その際、供給条件の説明を書面の交付、インターネット上での開示、またはその他本市が適当と判断した方法により、当該変更しようとする必要事項のみ説明し記載しますと。そして、その他今般のガス事業法令の改正に伴う制度変更により、各種条例、規定を変更していますと。変更していると。条例改正が、して、あと終わったということで書いてるわけです。まだ、2月にこれを出して、我々には今出しているわけです。これ見れば、あと変更したという内容になってますよ。そういう書き方でいいのかということだわけです。そこら辺、非常にまず議会の審議もしない前にこういうことが果たして市内の需要家の方々へ出していいものかどうか、そこら辺をひとつお聞かせ願いたいと思います。

○議長（三浦利通君） 佐藤企業局長

【企業局長 佐藤盛己君 登壇】

○企業局長（佐藤盛己君） ご質問にお答えいたします。

まずはじめに、本市における新規参入者の可能性ではありますが、現在、ガスの小売の全面自由化に伴いまして、新規にガスの小売事業に参入する場合は国への届出が必要となっております。日本ガス協会の情報によりますと、平成29年1月20日時点ですが、国に参入の届出をしているおり、かつ登録された事業者が10事業者ございます。また、そのほか申請中が1事業者という状況で、登録されているものを見ますと4事業者が電力会社という状況であります。また、東北管内を見ますと、申請中の1事業者が工場団地を対象とした大口のガス小売を予定しておりまして、小口のガス小売参入を申請している事業者は、東北管内では現在いないところであります。ですから、本市にはまだ参入しようという動きはございません。

また、新規にガス事業に参入する場合、使用する導管であります。その導管において現在使っているガスの性状、圧力、温度にあわせたもの等、その参入する事業者がみずからのガス製造所をつくる必要があります。ですから、利益を見込める大都市圏であれば参入によるメリットはございますが、現在、本市においては、そういう大口的な事業者もございませんので、参入は今後可能性は薄いものと考えております。

次に、託送供給条例を9月において12月に条例及び予算を計上を予定していた件であります。この段階で託送供給につきましては、国の方へ7月29日に申請をしております。国では11月中には、その認可を行うということでしたが、国の認可が最終的には12月末ということになっておりました。その関係で今回、3月定例会に一括で条例を提案した経緯がございます。

また、今回、ガスをご使用になる市民の方へ配布しましたチラシの件でございますが、これにつきましては、小売の全面自由化を実施するに当たりまして、さまざまな事業者から料金などの供給条件について多様な選択肢が提案されれば、ガスを使用する需要家は幅広い選択肢が得られるという利点があるということで、国は十分な情報提供を行うということで義務化されております。今回、改正事業法の第14条及び第15条では、ガス小売事業者が小売契約を締結しようとする際は、料金及びその他供給条件を書面により需要家に明確に説明するよう求めております。また、改正事業法の中では、3月末までにガス事業者は2回、契約する需要家に書面で説明することとしておりまして、市では1月中旬に日本ガス協会の指導のもと、チラシ等を作成しまして2月のガス検針時、13日から19日までの間でありましたが、その中で一般ガスの需要家及び簡易ガスの需要家の皆さんに検針員が説明書を配布しております。

また、選択供給契約しております需要家の方々には、郵送で配布しております。

書面の内容であります。その内容は、29年4月以降、制度変更される対象契約種別変更ポイントのほか、ガス事業法の改正により、都市ガス小売の全面化により、都市ガスの購入先が自由に選択できるという説明をしております。2月にやった内容であります。議員ご指摘のとおり、既に決まったかのごとくの掲載をしてしまいました。これについては誤解を招く記載でありましたので、今後注意したいと思っております。

また、3番のこの後の変更することがありますということは、4月1日以降あった場合は行うということの説明でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（三浦利通君） 再質疑、佐藤巳次郎君。

○1番（佐藤巳次郎君） こういうガスの購入の自由化ということの選択ができるということで、国の方では一般の需要家が利点があるということで自由化になっていると思うんですけども、どういう利点があるのか、料金が安くなるという利点もあるのか

です。市の方でそういう、企業局の方で小売事業者へガスを売るということになれば、我々のガス料金よりも安く小売事業者に売るということになるのか、どのぐらいの料金の幅があるのかわかりませんが、仮に企業局の料金より新たな小売事業者が出てきた場合に、企業局の料金より安くなるという可能性も出てくるということになるのかどうか、そのあたりひとつお聞かせ願いたいと思います。

それと、この条例を12月に予定してあったものを今回出している理由が、国の方の関係で出せなかったというような意味の話をしておりましたけれども、そうすれば、全国の各自治体も、すべてこの3月議会なりに提案されているのかですよ、私は違うんじゃないかと。12月以前に出しているのが大方じゃないかなと思いますが、そのあたりはどうですか。この3月だと、周知義務も当然あるわけで、4月からやるのに市民に周知するすべが難しいということだと思いますけれども、そういうことではやはりうまくないわけで、そういう意味から、やはり本来は12月じゃないのかと思いますか、どうでしょうか、お聞きしたいと。

それと、企業局の方で12月に出さないで3月になるという中で、2月にガス契約のお客様へ出したこの内容ですが、当然、企業局でこういうチラシをつくったわけだから、3月議会に出すのがわかってて、こういう文章の書き方という、いかにも条例が既に可決されたという書き方ですよ。あなたの方で、わかってるはずですよ。3月の中旬以降ならないと、議会の条例が成立しないという中であってですよ、こういう書き方というのは甚だ我々議員にすればですよ、あるべき姿じゃないと思いますけれども、そこら辺をきちっとしてもらわないとうまくないと。

そしてまた、今後これから周知義務という場合ですね、どうしていくのかですよ、そこら辺を再度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（三浦利通君） 佐藤企業局長

【企業局長 佐藤盛己君 登壇】

○企業局長（佐藤盛己君） お答えいたします。

まずは料金の利点であります、今回、改正に伴いまして、市のガス料金についての変更はございません。

それから、託送料金については、今回、今までの経済産業省の指示に基づきまして、29年度から31年度の今後3年間見込まれるガスの需要、それから供給設備の

設備投資の費用など、そういうのを換算しましてガス導管に係る費用ということで今回条例の中でうたっております。その料金を見ますと、現在、市民のガス料金より高い料金が設定されております。ですから、今この新たな新規参入者があった場合、その方は、現在市民が使っているガス料金よりも高い託送料金プラス自分がガスを製造して販売するということになります。なぜ高いかということではありますが、それにつきましては、本市の場合、導管が他市に比べて長いということがありまして、そういう料金の設定となっております。

それから、2番の他市の状況であります。ガス事業におきましては、ほとんどが一般の民間企業になっております。東北管内でも秋田県で3県、あとほか3市ということで、それでチラシの方では条例及び規定、約款ということをしてしておりますが、ほかの事業者については、各会社において成立して、可決、決めているような状況であります。

また、由利本荘市、にかほ市においても、今回3月定例会に上程するというのを伺っております。

それから、3月だと周知が遅いということではありますが、本来であれば12月に国からの認可があれば、その段階でやりたいと思っておりましたが、今回、12月末にきた関係で3月定例会の方へ上程しておりますが、この後、周知につきましては、3月の中旬に3回目のチラシの交付、国の方でも2回の交付を義務づけておりますので、3月中旬の検針時にチラシ等で内容について改めてお知らせしたいと思っております。その中では、今回、条例で可決する例えば一般ガスについてはガス事業、それから、簡易ガス事業につきましては、加茂地区ガス供給となる予定だという文言をつけまして3月中旬に発送しまして周知を図りたいと思っております。

また、議員がおっしゃったとおり、既に可決されたかのごとくということで、この文書につきましては、ガス供給条例につきましては日本ガス協会東北支部の方からモデルケースのモデル通知等をいただきまして、その中で精査が甘かったという、ご指摘のとおりだと思いますので、今後注意してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○1番（佐藤巳次郎君） 終わります。

○議長（三浦利通君） 1 番佐藤巳次郎君の質疑を終結いたします。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

次に、議案第 8 号から第 22 号までについては、ご配付いたしております議案付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第 2 予算特別委員会の付託

○議長（三浦利通君） 日程第 2、予算特別委員会への付託を議題といたします。

お諮りいたします。議案第 1 号から第 7 号まで、第 23 号から第 33 号まで及び第 35 号については、予算特別委員会へ付託することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 1 号から第 7 号まで、第 23 号から第 33 号まで及び第 35 号については、予算特別委員会へ付託することに決しました。

日程第 3 議員辞職の件

○議長（三浦利通君） 日程第 3、議員辞職の件を議題といたします。

佐藤誠君から、議員の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。佐藤誠君の議員の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、佐藤誠君の議員の辞職を許可することに決しました。

この際、佐藤誠君から発言したい旨の申し出がありますので、これを許します。5 番佐藤誠君

【5 番 佐藤誠君 登壇】

○5 番（佐藤誠君） 私、一身上の都合によりまして、このたび議員を辞職させていた

だきたいと思います。

本当に2期目、あと1年を残すところで、今まで皆様に大変お世話になりました。一緒にいろんな議論を交わしたことは、本当に自分の宝となっております。これからの男鹿市の発展を本当に願いながら、ともにまた頑張っていけるそういう自分になっていきたいと思います。本当にありがとうございました。

○議長（三浦利通君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

休会の件

○議長（三浦利通君） お諮りいたします。明日7日から15日までは議事の都合により休会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、明日7日から15日までは議事の都合により休会とし、3月16日、午後2時より本会議を再開し、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時10分 散 会

議案付託一覧表

総務委員会

- 議案第 8号 男鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9号 男鹿市野石地区農村集落多目的共同利用施設条例を廃止する条例について
- 議案第10号 男鹿市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 男鹿市市税条例等の一部を改正する条例について

教育厚生委員会

- 議案第12号 男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 男鹿市指定地域密着型サービス事業に関する条例及び男鹿市指定地域密着型介護予防サービス事業に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 男鹿市若美老人福祉センターの指定管理者の指定について

産業建設委員会

- 議案第14号 男鹿市温浴ランドおが条例等の一部を改正する条例について
- 議案第15号 男鹿市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例について
- 議案第16号 男鹿市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 男鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第18号 男鹿市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第19号 男鹿市一般ガス供給条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 男鹿市簡易ガス供給条例の一部を改正する条例について
- 議案第21号 男鹿市託送供給条例の制定について

予算特別委員会

- 議案第 1 号 平成 2 8 年度男鹿市一般会計補正予算（第 4 号）の専決処分について
- 議案第 2 号 平成 2 8 年度男鹿市一般会計補正予算（第 5 号）の専決処分について
- 議案第 3 号 平成 2 8 年度男鹿市一般会計補正予算（第 6 号）について
- 議案第 4 号 平成 2 8 年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 5 号 平成 2 8 年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 6 号 平成 2 8 年度男鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 7 号 平成 2 8 年度男鹿みなと市民病院事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 2 3 号 平成 2 9 年度男鹿市一般会計予算について
- 議案第 2 4 号 平成 2 9 年度男鹿市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 2 5 号 平成 2 9 年度男鹿市診療所特別会計予算について
- 議案第 2 6 号 平成 2 9 年度男鹿市介護保険特別会計予算について
- 議案第 2 7 号 平成 2 9 年度男鹿市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 2 8 号 平成 2 9 年度男鹿みなと市民病院事業会計予算について
- 議案第 2 9 号 平成 2 9 年度男鹿市上水道事業会計予算について
- 議案第 3 0 号 平成 2 9 年度男鹿市ガス事業会計予算について
- 議案第 3 1 号 平成 2 9 年度男鹿市下水道事業会計予算について
- 議案第 3 2 号 平成 2 9 年度男鹿市農業集落排水事業会計予算について
- 議案第 3 3 号 平成 2 9 年度男鹿市漁業集落排水事業会計予算について
- 議案第 3 5 号 平成 2 9 年度男鹿市一般会計補正予算（第 1 号）について